



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 恒治
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(TEL. 0565-28-2121)

従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 24 日開催の取締役会において、当社の幹部職のうち、一定の要件を満たす者（以下、対象従業員という。）を対象とする、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、ESOP 信託という。）を活用した株式交付制度（以下、本制度という。）の導入を決議いたしました^(注)、2025 年 8 月 7 日付の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。以下、会社法という。）第 370 条および当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本制度の取得株式の総額等の詳細を決定し、それに伴い、対象従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分（以下、本自己株式処分という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）2025 年 3 月 24 日付の適時開示「従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 8 月 28 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 547,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,721 円
(4) 処分総額	1,489,747,500 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、本制度の導入を決議しておりますが、本日付で、会社法第370条および当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本制度のために設定するESOP信託（以下、本信託という。）による取得株式の総額等の詳細を決定いたしました。これに伴い、本信託に対する本自己株式処分を決議いたしました。

本自己株式処分は、本信託の設定に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ESOP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に対し、自己株式の処分を行うものであります。処分株式数につきましては、株式交付規準に基づき信託期間中に対象従業員に当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（当該当社株式に生じる配当金の給付とあわせて、以下、交付等という。）を行うと見込まれる最大の株式数であり、その希薄化の規模は2025年3月31日現在の発行済株式総数15,794,987,460株に対し0.00%（小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数130,101,919個に対する割合0.00%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規準に従い対象従業員に交付等が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本制度は、対象従業員に業績に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を行う制度です。対象従業員が退職した場合、死亡した場合、または本制度が廃止された場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、対象従業員が死亡した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、相続人が本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

受益権確定日は、対象従業員が退職した場合には、退職日の属する事業年度終了直後の8月の第1営業日とし、対象従業員が死亡した場合または本制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とします。なお、対象従業員が退職した場合または本制度が廃止された場合、対象従業員に対する当社株式等の交付等にかかる受益権確定日が、対象従業員が株式交付規準の内容を知ることとなる日の属する事業年度にかかる有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度にかかる当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職または組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。したがって、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定される期間の満了前に、本信託から対象従業員に対して当社株式が交付されることは想定されないため、対象従業員に交付する当社株式について譲渡制限は付しません。また、対象従業員が、当社の役員就任に伴い退職する場合において本制度により交付された当社株式については、当社の役員を退任するまでの間、継続して保有しなければならないものとします。

【信託契約の内容】

- | | |
|---------|---------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |

- | | |
|-----------|--|
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年8月25日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年8月25日から2026年8月31日まで（予定） |
| ⑨ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使 |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 信託金の金額 | 15億円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑫ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2025年8月28日 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分にかかる取締役会決議日の前営業日（2025年8月6日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値である2,721円としております。当該価額は、取締役会決議直前営業日の市場価格であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、算定根拠として客観性が高く合理的なものであり、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上